

総務・政策・企業常任委員会

◎ 開催日時 平成 29 年 3 月 13 日（月） 10 時 44 分～12 時 43 分

◎ 開催場所 第一委員会室

◎ 説明員 総合政策部長、総務部長、企業庁長および関係職員

◎ 議事の概要

【総合政策部所管分】

1 付託議案

(1) 議第 40 号 平成 28 年度滋賀県一般会計補正予算（第 6 号）のうち総合政策部所管部分について

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

【企業庁所管分】

2 付託議案

(1) 議第 54 号 平成 28 年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 55 号 平成 28 年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号）

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

【総務部所管分】

3 付託議案

(1) 議第 40 号 平成 28 年度滋賀県一般会計補正予算（第 6 号）のうち総務部所管部分について

委員からは、県財政、とりわけ歳入の部分を所管するのは本委員会、そして総務部であることを十分に踏まえて、まずは歳入の見込みをしっかりと立てた上で、それを基にどのように歳出を組み立てていくのかという視点で査定や積算、見積りなどをよりシビアに行っていただきたい、また、次年度以降の県財政に資するため、こうした本委員会における議論を積み上げていただくよう強く求める、といった意見等が出された。

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 41 号 平成 28 年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議第 47 号 平成 28 年度滋賀県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(4) 議第 50 号 平成 28 年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算 (第 1 号)

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(5) 議第 51 号 平成 28 年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算 (第 1 号)

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(6) 議第 52 号 平成 28 年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算 (第 1 号)

委員からは、本来、主となるべき本場による売上げが減少し、補助的な役割である場間場外発売業務に係る受託事業によって、経営をやり繰りしている現状に鑑み、10年先、20年先を視野に入れて、県によるモーターボート競走事業そのもののあり方について、もっと緊張感を持って議論や調査を行うべきではないか、今後の経営を成り立たせるため、現状における厳しい経営状況をきちんと分析した上で、必要な手立てについては前もって取り組んでいただきたい、といった意見等が出された。

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

(7) 議第 56 号 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(8) 議第 59 号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(9) 諮第 1 号 退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について

[結果] 全員一致で知事の裁決案を適当と認めるべきものと決した。

4 委員長報告

委員長に一任された。



委員会で配付された資料

- 1 平成28年度2月補正予算案 主な事業概要 総合政策部
- 2 平成28年度2月補正予算 主な事業概要 企業庁
- 3 平成28年度2月補正予算案 主な事業概要 総務部
- 4 議第56号 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案
- 5 議第59号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて